

賃金控除に関する労使協定 を締結していますか？

賃金の支払は全額払が原則です

労働基準法第24条では、

「賃金は、通貨で、直接労働者に、**その全額**を支払わなければならない」

となっています。つまり、食事代や親睦会費といったものを賃金から差し引いて支払うことは原則できません。賃金から控除して支払うことができるものは、次のいずれかに該当するものに限定されています。

賃金から控除して支払うことができるもの

- 1 所得税・地方住民税の源泉徴収や
健康保険・厚生年金保険・雇用保険などの社会保険料
- 2 労働者の過半数で組織する労働組合があり、
その労働組合との書面による**労使協定**があるもの
- 3 労働者の過半数で組織する労働組合がない場合で、
労働者の過半数を代表する者との書面による**労使協定**があるもの

☐ 寮費

☐ 組合費

☐ 食事代

☐ 駐車場代

☐ 親睦会費

☐ 社内商品購入代金

☐ 会社貸付金の割賦金返済金

☐ そのほか源泉徴収や社会保険料以外のもの

☒ **CHECK!!**

賃金から控除していませんか？

ひとつでもチェックが入れば、

「賃金控除に関する **労使協定**」
の締結が必要です。労使協定を締結せず
に、これらを賃金から控除している場合
は、裏面の記載例を参考に労使協定を締
結してください。

※ 労使協定があれば何でも控除してよいわけではなく、
「事理明白なもの」に限り控除可能です。

賃金控除に関する労使協定書

株式会社〇〇〇〇と労働者代表□□□□は労働基準法第24条第1項但書に基づき賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

1 株式会社〇〇〇〇は、毎月〇〇日、賃金支払の際次に掲げるものを控除して支払うことができる。

(1) 寮費

(2) 親睦会費

(3) 会社貸付金の割賦金返済金（元利共）

(4) 社内商品購入代金

(5) ● ● ● ●

2 この協定は 〇 年 〇 月 〇 日から有効とする。

3 この協定は、いずれかの当事者が 〇〇 日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

〇 年 〇 月 〇 日

使用者職氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 △△ △△

労働者代表 □□ □□

印

印

- ・ 労使協定書は、締結後、労働者に周知しなければなりません。
- ・ 労働基準監督署への届出は不要です。